

議第38号

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

京都市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

別表第2 スポーツルームの項から和室A及び和室Bの項までを次のように改める。

スポーツ ルーム	全面 使用	日曜日、土曜日及び休日	12,800	19,400	27,900
		そ の 他 の 日	11,000	16,300	22,900
	半面 使用	日曜日、土曜日及び休日	6,400	9,700	14,000
		そ の 他 の 日	5,500	8,100	11,400
セ ミ ナ ー 室 A		4,700	6,100	6,900	
セ ミ ナ ー 室 B		6,900	9,000	10,500	
会 議 室 1 及 び 会 議 室 2		3,300	4,100	4,700	
会 議 室 3, 会 議 室 4, 会 議 室 5 及 び 会 議 室 6		1,700	2,100	2,300	
小 会 議 室 A, 小 会 議 室 B, 小 会 議 室 C 及 び 小 会 議 室 D		1,700	2,100	2,300	
小 会 議 室 E		2,600	3,400	3,700	
和 室 A 及 び 和 室 B		1,800	2,300	2,600	

別表第2 音楽室の項及び調理コーナーの項を次のように改める。

音 楽 室	5,100	6,600	7,800
調 理 コ ー ナ ー	4,000	5,400	6,100

別表第2 フィットネスルームの項中「7,500」を「8,300」に、「9,600」を「10,600」に、「11,200」を「12,300」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

使用料の適正化を図る必要があるので提案する。